

令和6年度特用樹のめぐみ再発見事業 募集要領

1 趣 旨

特用樹のめぐみ再発見事業（以下「本事業」という。）は、特用樹の栽培を進め、特用樹に関する文化をPRしていくため、以下に定めるテーマに合致した事業計画を公募し、そのうち企画性や地域貢献度等に優れた事業提案に対し、県の定める予算の範囲内で補助金を交付します。

2 募集する事業の種類

次に掲げるテーマであって、企画性や地域貢献度等に優れた事業計画として選定されたものを補助の対象とします。

テーマ

- ・特用樹（漆）の栽培やPR活動
- ・特用樹（桐）の栽培やPR活動

3 応募者の要件

本事業に応募し、補助金の交付を受けようとする者は、次の要件をすべて満たすことが必要となります。

- (1) 県内に主たる営業所又は工場等の事業所を置いていること。
- (2) 企業又は法人格を有する団体、その他これに準ずる団体であること。
- (3) 県内で栽培された特用樹を活用すること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係していないこと。

4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、本事業の実施に直接必要な経費のうち以下の経費とします。

区 分	内 容
技 術 者 給	技術を有する者（主任技師、技師等）の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。 また、技術者給の算定等については、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。
賃 金	アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
謝 金	事業の推進を図るための指導者等の謝金とする。

旅 費	技術者、アルバイト、技能者及び会議等に出席する委員並びに指導者等の旅費とする。
需 用 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等とする。
役 務 費	通信運搬費、普及宣伝に係る広告料、保険料等とする。
委 託 料	資料作成、広告出稿料、コンサルタント等の委託料とする。
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車等の借料及び損料とする。

5 補助対象外の経費

事業実施に必要な経費であっても、以下の経費は対象となりません。

- (1) 不動産取得に関する経費
- (2) 通常の企業・団体等運営に伴って発生する事務所の経費
- (3) 当該事業に含まれる消費税及び消費税相当額

6 補助率及び補助額

定額補助（10／10以内）とし、750千円を上限とします。

7 事業実施期間

補助金の交付決定の日から令和7年3月14日（金）までとします。

8 募集期間、応募方法等

- (1) 募集期間 令和6年5月7日（火）～令和6年6月7日（金）
 - 郵送の場合は、6月7日までの消印があるものに限り有効。
 - 持参の場合は、6月7日の17時までに応募先で受付したものに限り有効。
- (2) 応募方法

応募書類は、応募者の所在地を所轄する以下の応募先まで郵送、又は持参により提出してください。

 - 応募先
 - ①福島県県北農林事務所 森林林業部 林業課宛て 「※県北地方の方」
〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16 （福島県庁北庁舎 5階）
Tel：024-521-2632
 - ②福島県県中農林事務所 森林林業部 林業課宛て 「※県中地方の方」
〒963-8540 福島県郡山市麓山一丁目 1-1 （福島県郡山合同庁舎内）
Tel：024-935-1367

- ③福島県県南農林事務所 森林林業部 林業課宛て 「※県南地方の方」
〒963-6123 福島県東白川郡棚倉町大字関口字上志宝 50-1
Tel : 0247-33-2123 (福島県棚倉合同庁舎内)
- ④福島県会津農林事務所 森林林業部 林業課宛て 「※会津地方の方」
〒966-0901 福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神 6-3
Tel : 0241-24-5734 (福島県喜多方合同庁舎内)
- ⑤福島県南会津農林事務所 森林林業部 林業課宛て 「※南会津地方の方」
〒967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1
Tel : 0241-62-5375 (福島県南会津合同庁舎内)
- ⑥福島県相双農林事務所 森林林業部 林業課宛て 「※相馬地方の方」
〒975-0031 福島県南相馬市原町区錦町一丁目 30
Tel : 0244-26-4305 (南相馬合同庁舎南庁舎内)
- ⑦福島県富岡林業指導所宛て 「※双葉地方の方」
〒979-1111 福島県双葉郡富岡町小浜 553-2 (富岡合同庁舎内)
Tel : 0240-23-6084
- ⑧福島県いわき農林事務所 森林林業部 林業課宛て 「※いわき市の方」
〒970-8026 福島県いわき市平字梅本 15 (福島県いわき合同庁舎内)
Tel : 0246-24-6193

○問い合わせ先

福島県農林水産部 林業振興課 特用林産担当
〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 (県庁西庁舎 8階)
Tel : 024-521-7432 FAX:024-521-7908

(3) 応募書類

提出部数は、次の①～⑥の書類を各 5 部 (正本 1 部、副本 4 部) とします。

- ① 特用樹のめぐみ再発見事業応募書 (様式 1)
- ② 提案概要書 (様式 2)
- ③ 事業計画書 (様式 3)
- ④ 取組内容 (様式 4)
- ⑤ 経費内訳書 (様式 5)
- ⑥ その他添付資料

○応募者 (法人、団体) の組織運営等に関する定款又は規約等の写し

(4) 提出にあたっての注意事項

- ① 提出した応募書類は、返却いたしません。
- ② 応募書類に虚偽の記載をした場合は、無効とします。
- ③ 応募要件を有しない者が提出した応募書類は無効とします。
- ④ 応募書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 以下の取組は、本事業の対象となりませんので、注意してください。

○他の補助金の交付を受け、又は受ける予定のある取組

9 補助金交付予定者の選定等

(1) 審査方法

提出された応募書類について、審査委員会（非公開）による書類審査を行った上で、応募書類を提出した者の中から、補助金の交付予定者を選定します。

(2) 審査の観点

企画性、実現性、発展性・継続性、地域貢献度などについて審査を行い、評価の高い順から選定します。

(3) 審査結果の通知

選定結果（採択・未採択）を全ての応募者に通知します。なお、条件付きの採択となる場合があります。

また、審査結果に対する異議申し立て、質問は受け付けません。

(4) 採択の取消

採択後に応募要件に該当しないことが判明した場合、又は応募書類に虚偽の記載があった場合は採択を取り消すことがあります。

10 補助金の交付に必要な手続き

審査結果の通知時に補助金交付申請に必要な手続き等についてお知らせします。この内容に従い速やかに必要な手続きを行う必要があります。

また、事業完了後、実績報告書に必要な書類を添付して、事業完了の日から30日以内、又は令和7年3月31日（月）のいずれか早い日までに提出していただくこととします。

※本事業は、福島県森林環境基金を活用して実施しております。